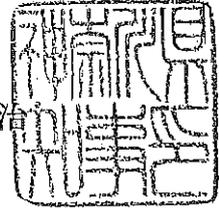




厚木市森の里東土地区画整理事業環境影響予測
評価書案についての環境影響評価審査書

平成26年9月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



I 対象事業の概要

神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第13条に基づき、事業者である厚木市から、平成26年3月13日に提出のあった環境影響予測評価書案（以下「予測評価書案」という。）の概要は、次のとおりである。

1 事業の名称

厚木市森の里東土地区画整理事業

2 事業者

厚木市

3 事業の目的

厚木市は、「厚木業務核都市推進基本計画」において、森の里東地区を隣接する森の里地区と一体で業務施設集積地区として位置付け、各種公共施設の整備改善と企業を誘致するための宅地の整備を行い、良好な環境を有する健全な市街地の形成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。

4 事業の内容

森の里東地区を、現況地形を生かしながら産業機能の導入を図る産業系土地利用ゾーンと、自然環境の保全を目的として緑地を配置する公園・緑地ゾーンに分け、土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備を進める。事業規模は面積約68ヘクタールであり、その土地利用計画は、次のとおりである。

項目	用地面積 (ha)	比率 (%)
産業用地	25.11	36.9
道路	2.40	3.5
調整池	1.48	2.2
緑地	38.95	57.3
その他	0.02	0.0
合計	67.96	100.0

注) 比率は四捨五入による端数処理のため、合計に符合しない。

5 事業実施区域

事業実施区域は、厚木市上古沢、下古沢及び愛名に位置する。また、予測評価書案の内容について周知を図る必要がある地域として事業者が定めた地域は、事業実施区域の周囲1キロメートルを包含する字の区域の境界であり、次の表のとおりである。

	字 名
厚木市	飯山、上古沢、下古沢、愛名、温水、温水西二丁目、毛利台一丁目、毛利台二丁目、七沢、小野、森の里若宮、森の里青山、森の里一丁目、森の里二丁目、森の里三丁目、森の里四丁目、森の里五丁目、緑ヶ丘五丁目

6 事業実施区域及びその周辺環境

事業実施区域は、丹沢山地から連続性を保ちながら丘陵部へと張り出した大きな緑地で、クヌギ、コナラ、エノキ等が優占する落葉広葉樹林等の植生が成り立ち、事業実施区域内に水源を有する4箇所の谷戸が存在している。

また、事業実施区域及びその周辺では、ニホンジカ、イノシシ等の大型哺乳類やキツネ、タヌキ等の中型哺乳類、希少猛禽類が確認されているほか、ホトケドジョウやアブラハヤ等の希少魚類も確認されている。

事業実施区域の西側には工場、南西から南側にかけては教育施設及び民間の研究施設が隣接し、北側には山林や農地が広がっており、周辺の東西は住宅地となっている。

なお、今後、都市計画道路3・3・5号厚木環状3号線が、実施区域内の東側を南北に通過する形で整備される予定である。

II 審査会の審議結果等

1 審査会の審議結果について

条例第20条第1項に基づき環境影響評価審査書を作成するに当たり、平成26年3月24日に、条例第75条第3号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、以降6回にわたり審議が行われ、同年9月12日に答申があった。

答申では、大気汚染の予測及び評価に当たっては、環境基準との整合性に加え現状との比較を行うこと、動植物の保全対策について改善すべき点があることなどの指摘があった。

2 住民意見について

条例第17条第1項に基づき、予測評価書案の縦覧期間中に厚木市に9通の意見書が提出された。また、条例第19条第1項に基づき、平成26年7月27日に厚木市温水で開催した公聴会において、公述人1名から意見があった。これらの内容は、豊かな自然環境が改変され生物多様性への影響が懸念されること、希少種の移植等の保全対策を慎重に実施すること、工事用車両の通行等による生活環境への影響が懸念されることなどの意見であった。

Ⅲ 審査結果

予測評価書案について、審査会の答申を踏まえ、条例第20条第3項に基づき審査した結果は次のとおりである。

1 総括事項

この事業は、各種公共施設の整備改善と企業を誘致するための宅地の整備を行い、良好な環境を有する健全な市街地の形成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。しかしながら、住民から自然環境が失われることや工事中の生活環境への影響が懸念されるなどの意見が寄せられていることから、事業の実施に当たっては、進捗状況に応じて必要な事後調査を新たに実施し、一層の環境保全対策を検討するなど、住民の不安に配慮し、理解を得るよう努めること。

2 個別事項

(1) 事業計画

約30ヘクタールの土地が改変され、良好かつ貴重な自然環境の消失が危惧されることから、事業採算性だけでなく環境保全の観点から、4箇所の谷戸のうち3箇所を改変する計画に至った経緯を明らかにし、自然環境への影響が回避又は低減されると判断した理由について丁寧に説明すること。

(2) 大気汚染

二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測及び評価に当たっては、環境基準との整合性に加えて現在の大気汚染の状況とも比較すること。特に建設機械の稼動に伴う二酸化窒素濃度については寄与率が高い地点があることから、一層の環境保全対策を検討すること。

(3) 植物・動物・生態系

ア 移動能力の高い動物については、残存樹林や周辺緑地に移動するため生態系への影響は小さいと予測しているが、北西側の丹沢山塊への森林の連続性が確保されておらず、森林性の動物に大きな影響を与える可能性があるため、生息地の縮小・分断の影響について長期的な観点から予測及び評価を行い、一層の環境保全対策を検討すること。

イ 事業実施区域内で繁殖が確認されている希少猛禽類等を保全するために、次の点について対策を講じること。

(ア) オオタカの繁殖に対する配慮として、人の不用意な巣への接近を防止するための対策を検討すること。

- (イ) フクロウの巣箱の設置場所は、巣立ち雛が生息できる環境があること、主な狩り場が近いこと等の環境条件を踏まえて選定すること。
- (ウ) フクロウの巣箱は、事業実施期間中は事業者が適切に管理するとともに、繁殖状況調査を事後調査として実施すること。
- (エ) 猛禽類の狩り場となる谷戸が減少することから、小動物の生息地を新たに作り出す緑化、残存する谷戸の適切な管理等について、専門家の意見を聞いて検討すること。

ウ 環境影響予測評価書の公告後、直ちに一部工区で工事に着手する計画であるが、着手前に行われる水生生物の移設を冬季に実施することは、越冬個体を発見しにくいこと、個体が移設先の環境に適応しにくいことなどのリスクを伴うため、それぞれの生物の特性に応じて季節ごとに慎重な移設を実施すること。

エ 調整池の整備に当たっては、植物が生育し周辺緑地との連続性が確保されることや水が浸透するよう土底にすることなどにより、水生生物の生育・生息空間として、改変される谷戸を代償する場所となるよう検討すること。

(4) その他

環境影響予測評価書の作成に当たっては、住民の理解が得られるよう努めるとともに、丁寧かつ分かりやすい表現に配慮すること。